

## 放射線障害防止法律第31条の2の規定に基づく事故等の報告に関する 解釈（案）等に対する意見募集の結果について

### 1. 意見募集の概要

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（以下、「放射線障害防止法律第31条の2の規定に基づく事故等の報告に関する解釈」）等について行政手続法に定める命令等に該当するものではありませんが、任意に行う意見募集を実施しました。

期 間：平成29年10月26日から同年11月24日（30日間）

対 象：放射線障害防止法律第31条の2の規定に基づく事故等の報告に関する解釈（案）

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（案）

登録認証機関等に対する立入検査ガイド（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

御意見数：23件（23名）

### 2. 意見公募の結果

意見公募手続の対象とした解釈等に対する御意見に対する考え方は別表のとおりです。

このほか、意見募集手続を通じ、意見募集対象への御意見ではないもの計18件（教育制度改革に係るもの等）が寄せられました。

御意見を踏まえて制定する解釈等は以下のとおりです。

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈
- 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド
- 登録認証機関等に対する立入検査ガイド

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（案）に対する御意見とそれに関する考え方について

平成29年12月13日  
原子力規制庁

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（案）に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
1	1 ページ 2.1 行目「報告の前」 法令に基づく第一報は任意の公表より時間的に優先すべきものだと考えるため、1. の 10 行目の「その旨を直ちに」報告する前に「公表」するのは適当ではないと考える。	使用者等が、法に基づく報告とは別に協定等に基づき必要な範囲で関係機関に連絡をすることや、事故の発見の情報が既に公になっていて短時間に関係機関への報告や公表を複数の者が分担して実施するときに、原子力規制委員会への報告と若干の前後が生じることは問題ないとの趣旨です。
2	事故報告基準の第1号について、放射性汚染物は含まれていない。	現行の施行規則第39条第1項第1号でも、放射性汚染物が対象となっていないことと同様に、施行規則第28条の3第1号も放射性汚染物は対象としていません。
3	2 ページ 1 行目の枠内 施行規則第28条の3第1号の引用であることを記載すべきである。	本解釈中、各枠内に記載されている施行規則第28条の3各号の条文の前に、施行規則の各号の条文の引用であることを記載します。

4	<p>2 ページ</p> <p>「放射線同位元素の種類又は量の如何を問わず全て」とされているが、放射性同位元素の数量及び濃度を定めた告示別表第一との整合性が不明確である。明示的に「告示別表第一に定める放射線を放出する同位元素全て」等と変更していただきたい。</p>	<p>放射性同位元素の定義は、法第 2 条第 2 項に規定されているものを指しております。</p> <p>本解釈の対象である施行規則においても同様であることから再度同じ定義を記載していません。このため、原案のとおりとします。</p>
5	<p>事故報告基準の第 2 号について、濃度限度は、数量告示第 14 条第 3 項では、「3 月間の平均濃度」とありますが、この報告では、「いかなる時点でも、1 核種の場合は告示別表 2 の第 5 欄の値を超えた場合、複数核種の場合は同欄のとの比が 1 を超えた場合に報告する」と解釈するのか。また、線量限度について、数量告示第 14 条第 4 項では、「4 月 1 日を始期とする 1 ミリシーベルト」とされているが、報告にあたって、「積算で、1 ミリシーベルトを超えたときに報告する」と解釈するのか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
6	<p>「排出」という用語は施行規則に見当たらないため、2 ページの二の 3. の「排出」は「廃棄」とすべき。(3 ページの三の 3. の「排出」についても同様)</p>	<p>2 ページ目の二の 3. の「排出」を「排気」に、3 ページ目の三の 3. の「排出」を「排水」と修正します。</p>
7	<p>③、④の「に規定する」は、3 ページの三の 2. の②、③の「の規定に基づく」との文言の統一が必要。</p>	<p>3 ページの三の 2. の②及び③の「の規定に基づく」を「に規定する」に修正します。</p>
8	<p>事故報告基準の第 3 号について、濃度限度を超えたときは、「いかなる時点でも、1 核種の場合は告示別表 2 の第 6 欄の値を超えたとき、複数核種の場合は同欄のとの比が 1 を超えた場合」と解釈するのか。</p>	<p>数量告示第 14 条第 3 項の規定のとおり、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日を始期とする各 3 月間についての平均濃度が告示別表第 2 の第 6 欄の値を超えた場合に対象となります。</p>
9	<p>施行規則第 14 条の 11 第 1 項第 4 号二に「排気設備は、排気口以</p>	<p>「一般的には、排気口や排水口以外の場所から管理区域</p>

	外から気体が漏れにくい構造とし」と規定されているとおり、排気口以外から漏えいしてはならないとまでは要求していないため、3ページの四の1.の2行目「排気口や排水口以外の場所から漏えいすることは異常」は不適切な記載である。(排水設備についても同様)	外に漏えいすることは異常」と修正します。
10	事故報告基準の第4号について、説明書き「1」説明のほかに、「2」の線量当量率や密度も定められた値を超えたときも、報告の対象と説明されているが、最後の文章の「確認された場合を対象とする」とすると、あたかも、「2」の場合「のみ」を報告の対象のように感じられる。「確認された場合も対象とする」と「を」を「も」とし、より正確にすべきと考える。	運用上の留意点の①と②については放射線施設に、③については放射性同位元素等の運搬中についての事象を記載しております。そのため、事象が違うため、「確認された場合を対象とする」が明確であり、原案のとおりとします。
11	1.の4行目「運搬中に放射性同位元素」と7行目「運搬中に放射性同位元素等」の「等」の有無は、何を意味しているのか。	平仄がそろっていなかったため、4行目の「運搬中に放射性同位元素」を「運搬中に放射性同位元素等」に修正します。
12	4ページ3.運用上の留意点 管理区域外での漏えいについて、3.①では放射性同位元素等の量又は濃度の如何を問わず対象としているが、法第31条の2では事故報告の対象は「放射線障害が発生するおそれのある事故…」となっている。また、今回の法改正で放射線障害予防規程には放射線障害のおそれのある場合の情報提供も追加され、僅かに検出された極々微量の放射性同位元素の漏えいで放射線障害が発生するおそれがあるのかどうか、II 四4.②の検出されなかった場合には対象外となる解釈も含め、本解釈と法、さらには放射線障害予防規程での危険時の措置やこの情報提供へ	施行規則第28条の3第4号で除外されている場合を除き、管理区域内で管理すべきものが外部に漏えいした場合には、法第31条の2における放射線障害が発生するおそれのある事故として報告対象としておりますが、漏水から汚染が検出されず、また漏水のある場所及びその付近からも汚染が検出されなかった場合は、管理区域外に放射性同位元素等が漏えいしていないことから矛盾は生じておりません。 また、法改正で放射線障害予防規程の記載事項に追加さ

	<p>の適用、その情報提供を受けた者の間でも矛盾と混乱が生じるのではないか。</p> <p>従来の事業所内の火災時の通報と同様に、通常経路以外からの排出については第一報を連絡し、その後の評価で排水排気中濃度限度と比較して低い濃度であれば事故報告の対象としない運用等、今後の運用検討を望む。</p>	<p>れた放射線障害のおそれのある場合の情報提供に関する ことについては、危険時の措置の一環として、適切に外部 に情報提供を行うため、あらかじめ使用者等が手順等を 定めることを求めるものです。</p>
1 3	<p>3-4 ページ放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき（第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をした場合を除く。）</p> <p>3. ①では量又は濃度の如何を問わず報告すべきとあるが、4. ②の報告対象でない事例として排水管の亀裂で汚染が検出されなかったときとあり、矛盾している。表面密度限度の1/10を超えないものが持ち出し可能であるように、例えば濃度の1/10を超えないものであれば漏えいが予想された場合でも報告不要とする等の条件を示すべきである。あるいは事業所側で測定条件を定めてもよいか。</p>	
1 4	<p>放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき</p> <p>4. 事例について、「報告対象でない事例」では「排水管に亀裂が生じたため、測定を行ったが、汚染等が検出されなかったとき。」としている。例えば、排水管に亀裂が生じ、そこからの漏水が発生している場合でも、測定の結果で汚染が検出されない場合は、この「報告対象でない事例」に該当するという解釈でよいか。</p>	

15	4ページの3.と4.の左余白は同一にすべきである。	修正します。
16	4ページの3.の③の2行目及び5行目について、線量当量率が上昇する原因は漏えいによるものだけとは限らず、遮へい性能の劣化のみの可能性も想定され得るため、「漏えいのおそれ」等とすべきである。	当該事項での報告対象は、「漏えいしたとき」を対象としていることから、原案のとおりとします。
17	3.運用上の留意点①において、「放射性同位元素等の量又は濃度の如何を問わず管理区域外に漏えいが生じた事実が確認された場合を対象とする。」と書かれているが、漏えいの実事が確認されたと言う以上その濃度又は検出感度についての定義を明記すべきではないか。	管理区域外への漏えいは、測定以前でも、放射性同位元素を封入した容器を落とし、内容物が漏えいする等、目視等でも確認できることがあります。 濃度又は検出感度については、一律に定めることはしませんが、使用者等が、放射線の種類やエネルギー等を踏まえた適切な放射線測定器及び測定方法により測定を行い、検出限界を超える有意な値が検出された場合には、漏えいが生じたと判断してください。
18	5ページ 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたときについて、「ただし、次のいずれかに該当するときは除く。」について、4.②報告対象でない事例で「排水設備から漏えいが発生したが、漏えいした範囲が堰構造となっている室内に留まったとき」とあるが、これは報告をするべきではないか。	放射性同位元素を使用する上で安全を確保するため、万が一の漏えい等の事象に備え、あらかじめ堰を設け、漏えいした放射性同位元素等の汚染の拡大を防止し、速やかに回収できるようにした場合には放射線障害の影響が少ないことから除外規定を設けています。
19	事故報告基準第5号について、4.事例①報告対象の事例の「密封線源が破損し、汚染の除去ができないとき。」について、汚染の検査にサーベイメータによる汚染検査でもよいか。	放射線の種類やエネルギー等を踏まえて適切な放射線測定器を使用してください。
20	5ページ 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたときについて、「ただし、次のいずれかに該当するときは除く。」につ	一週間についての平均濃度で判断するものは空気中の濃度限度になります。表面密度限度はある期間の測定値の

	<p>いて、ハ漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他の漏えいの程度が軽微なとき。2. 語句及び文章の解釈②</p> <p>「放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき」とは、「数量告示第7条に規定する空气中濃度限度及び数量告示第8条に規定する表面密度限度を超えない量をいう。」とあるが、これらの数量は一週間についての平均濃度で判断することによいか。</p> <p>また、放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしても報告が不要の場合についての例示があるが、<math>\alpha</math>線放出核種について特段に注意する点はあるか。</p>	<p>平均ではなく、測定時の結果から判断することになります。</p> <p>ここでは、事故報告の対象となる共通的な解釈を記載しており、特に<math>\alpha</math>線放出核種についてのみ特段言及することはありません。</p>
2 1	<p>6-7 ページ七 放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼するおそれがあるときについて、また、管理区域内で火災が発生しても、放射性同位元素に被害が及ばなければ（又はおそれなければ）報告の必要はないという解釈によいか。例えば、使用室で火災が発生したが、発見時に消火でき、放射性同位元素に火が及ばなかった場合である。平成25年3月19日付の通知文書「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」内の「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」によれば、「事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況をご通知してください。」とあり、「連絡」が必要である。この文書は、同解釈の発出後も有効か。有効とするならば、「報告」と「連絡」の区別が、一見して分かりにくいため、どこか（2. 運用上の</p>	<p>本解釈にあるとおり、放射性同位元素を貯蔵箱又は貯蔵容器に保管してあって、貯蔵箱又は貯蔵容器が破損するおそれがない等、明らかに放射性同位元素に延焼がない場合は、報告の対象外となります。</p> <p>なお、平成25年3月19日付の事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」は、廃止していないため、同事務連絡の「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」にあるとおり、今後も事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合には原子力規制庁への連絡が必要となります。</p> <p>しかしながら、今回の法改正による事故報告事項の明確化に伴い、今後、平成25年3月19日付の事務連絡は、改正法令の施行（平成30年4月1日）にあわせて、見直</p>

	<p>注意点など) で定義しておくべきである。</p> <p>また、放射性同位元素を所持していない放射線発生装置に関しては、放射性汚染物に延焼するおそれがあるときのみ報告するという対応でよいか。放射線発生装置の非汚染管理区域は除外してほしい。</p>	<p>しを行う予定です。</p> <p>なお、放射性同位元素を含まない放射線発生装置に関しても、管理区域内の放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物に火災が起こり又は延焼するおそれがある場合も法令上の報告対象になる場合があります。</p>
2 2	<p>7 ページ 3. ①報告対象の事例について、「管理区域内で火災が発生し、放射性同位元素等に延焼するおそれがあるとき。」とあるが、平成 25 年 3 月 19 日付の文科省文書「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」において、「事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及び FAX により状況を通報してください。」と規定されているため、前者が制定されることにより後者は廃止されるとの理解でよいか。</p>	
2 3	<p>7-8 ページ 八 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者以外の物にあつては 0・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるときについて、ここでいう五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては 0・五ミリシーベルトの作業期間の最小単位は 1 日と考えてよいか。</p> <p>8 ページ 8 行目に「管理区域内にいる人」とあるが、「管理区域内にいる者」の方が、法令用語として適切ではないか。</p>	<p>作業期間は 1 日ではなく、作業ごとになります。御指摘のとおり、「管理区域内にいる者」が適切であるため、修正します。</p>
2 4	<p>9 ページ 4. ①の 1 行目「女子」は、「数量告示第 5 条第 3 号に規</p>	<p>10 ページの 4. ①の 1 行目の「女子」を「数量告示第 5 条</p>



	定する女子」等と限定的に記載すべきです。また、「一定期間内における線量限度、」は生硬で理解し難いので、例えば「数量告示第5条第3号に規定する一定期間内における線量限度である」等としたらどうか。	第3号に規定する女子」に、2行目の「一定期間内における線量限度、」を「数量告示第5条第3号に規定する一定期間内における線量限度である」に修正します。
25	10ページの1.の「廃棄物埋設地の跡地を利用する人」について、「管理する期間」も対象期間であり、施行規則第14条の12第2号には「廃棄物埋設地に係る跡地の利用をする場合その他の原子力規制委員会が定める場合に」と規定されているため、跡地利用だけに限定するのは正しくないとする。	「廃棄物埋設地の跡地を利用する人」を「廃棄物埋設地の跡地を利用等をする人」に修正します。
26	10ページ 十 「第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそれがあるとき」について、廃棄物埋設地を管理するとあるが、廃棄物を埋設する場所は決まったということか。	施行規則第14条の12は、平成16年6月の法改正により廃棄物埋設に係る規定を整備したことを踏まえ、平成17年6月の施行規則改正により規定したものです。 なお、法における廃棄物埋設については、現状、実施主体からの事業許可・申請の実績はありません。
27	10ページ1.の2行目「線量限度を超える」は、「線量限度を超えるおそれのある」の誤記ではないか。	「線量限度を超える」を「線量限度を超えるおそれのある」に修正します。
28	11ページ6.について、都道府、特別区にもRI事業所は存在するため、「県」は、「都道府県」、「市町村」は「市町村区」とすべきである。	11ページの6.の「県」を「都道府県」に、「市町村」を「市区町村」に修正します。

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（案）に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
29	対象事業者別にまとめて記載していただきたい。	本ガイドは、施行規則第21条第1項の号番号順に記載しており、各号の対象事業者は、条文を記載した枠囲みの中に【対象事業者：〇〇】と記載しておりますので御参照ください。
30	施行規則の条文の一部ではないため、2ページの枠内の「【対象事業者：使用者等】」は枠外に記載した方が適当である。	条文の対象者を明確にする観点から、枠内に記載した方が分かりやすいと考えております。 また、条文の一部と混同しないように間隔を開け、【】としています。このため、原案のとおりとします。
31	法令事項（記載しなければならない項目）と施設の実態に応じて記載することが望ましい事項を区分して記載していただきたい。	本ガイドは、法令に基づき放射線障害予防規程又は下部規程に記載すべき共通の事項を示しております。そのため、本ガイドに記載していない事項であっても、施設の実態に応じて放射線障害予防規程に記載することが望ましい事項は、各使用者等において判断して記載してください。
32	「本ガイドで示す内容はそれに限定されるものでなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ適切な事項を明記する必要がある」とあるが、文中の記載方法は断定的であり、他の記載を許容する余地が感じられない。「～以上とする」や「～規定すること」等、限定的な記載は避け、「～以上とすることが望ましい」や「～規定することが	本ガイドの位置付けにつきましては、ガイド冒頭に記載されているように（1）本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び施行規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断すること （2）本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要があることと記載しています。

	<p>望ましい」と言った記載にすべきである。</p> <p>「本ガイドは、予防規程に定める記載事項について明確にするものである。なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、」を「本ガイドは、予防規程に定める記載事項について代表例を挙げるものである。そのため、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく」とすると本ガイドの位置づけがより明確になる。</p> <p>本ガイドに則って全てを放射線障害予防規程に記載すると長文となり、実態に応じた細やかな変更がしづらくなると懸念される。放射線障害予防規程の実効性を高めるためには、下部規程（実施細則）の利用を推進すべきであり、そのような記載をしてほしい。</p>	<p>放射線障害予防規程については、ガイドを参照しつつ、使用者等自らがその事業の実態を踏まえ、判断し、適切な事項を記載することが求められています。</p> <p>下部規程については、従来も使用者等がそれぞれの実態を踏まえて作成する方が効果的な場合に下部規程を作成する旨を放射線障害予防規程に記載していただくことでの対応を認めており、その運用に変わりはありません。</p>
33	<p>全体の印象として、過剰の規程作成要求が含まれている。放射線障害予防規程には主任者の裁量に委ねたある程度の自由度も必要であると考えられる。現実的な程度を行き過ぎると、実際には実施されないような規程になったり、放射性同位元素の利用の縮小につながりかねない。対作業効果を考えれば、今回の対応が著しい改善をもたらすかどうか疑わしい。本ガイドの対応を、全ての事業所ではなく、特定許可使用者に限定してもよいのではないか。</p> <p>また、本ガイドでは法令事項（記載しなければならない項目）と施設の実態に応じて記載することが望ましい事項が、同列に記載されており、ガイドとして不適切である。ガイドである以上、両者を</p>	

	区分して記載すべきである。	
3 4	1 ページ 1. の 9 行目「事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出る」について、法第 21 条第 1 項の規定のとおり「事項について定めた放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）を作成し、原子力規制委員会に届け出る」と記載したほうが適当である。	同主旨、表現上の問題であるため、原案のとおりとさせていただきます。
3 5	1 ページ 2. の 6 行目「届出販売業者若しくは届出賃貸業者又は廃棄事業所（以下「事業所等」という。）ごとに作成」について、許可届出使用者が複数の工場（事業所）を持つ場合はそれぞれの工場（事業所）ごとに作成すべきということは理解できるが、届出販売業者（届出賃貸業者）が届出販売業者（届出賃貸業者）ごとに作成すべきというのは、何を意味しているのか。届出販売業者が届出販売業者ごとに作成しないということはあるのか。	届出販売業者及び届出賃貸業者は、両方の届出をしている同一の者も多数存在することから、法第 21 条の届出する対象事業者として書き分けたものです。 このため、原案のとおりとさせていただきます。
3 6	法第 17 条第 1 項に規定されている「工場又は事業所」の定義において「廃棄事業所」は包絡されているため、1 ページ 2. の 6 行目「廃棄事業所」は削除すべきである。	法では、放射線障害予防規程の作成を要する対象として、一般的な許可届出使用者と許可廃棄業者は分けて記載していることから、より明確にするため、廃棄事業所を明記しています。
3 7	1 ページ 0-3) について、下部規程の名称記載について、多くの事業所では下部規程を、細則、手順書、マニュアル等、その作業手順ごとにより細かく手順を分類しており、全ての下部規程を記載するのは困難で、細かなマニュアル構成等を変更する場合に、都度放射線障害予防規程の変更が必要になることを考えると全ての記載は非効率的である。このため、主となる下部規程を記載し、細かな	放射線障害予防規程に記載すべき事項は多岐に渡ることから、文書の階層化を図ることは可能です。 なお、下部規程がさらに階層化されている場合、それらを包含する最上位の規程の名称を放射線障害予防規程に記載することで対応することも可能です。

	マニュアル等は、例えばその下部規程内に記載することで対応したいが、いかがか。	
38	1ページ 0-2)について、放射線障害予防規程は事業所ごとに作成とあるが、大学において複数の事業所を同一の放射線障害予防規程とすることも可能か。	大学構内に存在する複数の事業所の放射線障害予防規程の内容が同一であっても、放射線障害予防規程は事業所ごとに作成し、届け出てください。
39	2ページ 0-6)について、「責任者」は「例えば、各々の業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること」とあるが、改めて何のために責任者を規定するのか目的を明らかにしてほしい。従来も学長やセンター長を責任者としていた場合もあれば、現場担当者を責任者としていた場合もあり、条文の内容に相応しいように整えられていた。どう書かれていても、何かあった場合の責任に関しては調査委員会等が立ち上がって事実関係を調査して決められるべきであり、このような記載は事前にも事後にも誤解を招くおそれがあるのではないか。	本ガイドに記載されているように、責任者とは放射線障害予防規程に定める使用者等の各々の業務に対し権限及び責任を付与されている者のことで、各規制要求事項に対する責任を明確にさせていただく観点から記載を求めています。そのため、使用者等の実態を踏まえて定めていただければ結構です。 なお、ここでの責任者とは、業務管理・運営上の責任者です。業務を外部に委託した場合には当該委託を管理する責任者を記載していただくことが必要となります。
40	3ページ 1-1)③について、「汚染の状況の測定等を行う責任者」とすると、測定を行うのは必ず使用者等のように解釈される。日常管理を外部業者に委託している事業所は多く、実状に合わせた記載ができるようにすべきである。	
41	2ページ 1-1)②の1行目及び2行目の「法律」は「法」以外のどの法律のことを指しているのか。	御指摘のとおり分かりづらい記載となっているため、「法」と修正します。
42	2ページ 1-1)について、「責任者が安全管理の監督を行うために	「責任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限

	与えられる権限等」とあるが、「権限」以外に何を指すのか具体的に示してほしい。他の例がないのなら「等」は削除すべき。	等」と記載している箇所はありませんが、「・・・並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等」との記載があります。この場合の等は、放射線取扱主任者に対する事項だけでなく、その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び職位に関することであり、具体的な例は、本ガイド1-1)の①から③にあるとおりです。
4 3	2 ページ 1-1)②について、複数の主任者を選任している場合、各主任者の職務の権限を明確にすることとあるが、多くの施設では、複数の主任者に同一の権限を与えている。これにより、代理者を選任する必要がないこと、複数の専門家による施設管理業務の実施が可能となる等のメリットがある。一方、各主任者の職務権限を明確にすると、それぞれの主任者の責任範囲が限定的となり、全体的な責任を負うことが不明確となることが危惧される。各主任者の職務と権限は同一とすることも可能とすべきである。	使用者等の実情に合わせて主任者の権限内容を同一とすることも可能ですが、課題や問題が生じた場合の責任範囲及び判断をする場合の決定の手續等について、あらかじめ明確にしておくことが必要と思われます。また、そのような場合でも、全部又は一部の主任者が不在の時の同様の手續を、あらかじめ明確にすることを求めるものです。
4 4	2 ページ 1-1)①について、3 ページの次号（施行規則第 21 条第 1 項第 2 号）では、代理者の選任・解任の手續を定めることを求めており、同様に放射線取扱主任者についても選任・解任の手續を求めべきではないか。	放射線取扱主任者の選任・解任は、使用者等において使用の開始まで又は人事異動等による放射線取扱主任者の交代の際等に組織として手續がなされるものと考えています。他方、代理者の選任・解任は、放射線取扱主任者の旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合が生じたときに行うものであるため、突発的に選任せざるを得ない場面も生じます。このため、代理者の職務の遂行に支障が生じないよう、選任・解任の手續につ
4 5	3 ページ 2-1)について、主任者を選任・解任する手續とは何か。手續は不要ではないか。	

		いて放射線障害予防規程にあらかじめ定めることを求めたものです。
4 6	3 ページ 1-2)について、「審議事項の範囲」まで記載する必要はないのではないか。	放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための会議を設ける場合、その位置づけ、審議事項の範囲を記載することにより、会議の目的を明確にする必要があります。 このため、原案のとおりとします。
4 7	3 ページ 施行規則第 21 条第 1 項第 2 号放射線取扱主任者の代理人に関することについて、「なお、主任者が、職務を行うことができない期間が 30 日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理人の選任の届出を要しないが、代理人を選任しておく必要がある。」とあり、必ず、「代理人」が必要と読めるが、主任者が少人数の施設では、困難が予想される。	放射線取扱主任者の代理人は、法第 37 条第 1 項に基づき、放射線取扱主任者が事故等によりその職務を行うことができない場合において放射線取扱主任者の職務を代行させるために選任するものであり、法第 37 条第 4 項に「放射線取扱主任者の代理人は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の範囲の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。」と規定されており、使用者等の実態に応じて必ず選任していただく必要があります。放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、放射線取扱主任者の権限と同等です。
4 8	3 ページ 2-2) 代理人の職務及び権限を主任者の権限と同等でないならば、代理人を置く必要はないのではないか。	
4 9	3 ページ 2-2)について、法令上、代理人は主任者の職務を代行することになっており、代行期間の職務及び権限は主任者と同じと考えられるため、改めて放射線障害予防規程に規定する必要はないのではないか。	法第 37 条第 4 項に基づき放射線取扱主任者の職務を代行する場合、代理人の職務及び権限は放射線取扱主任者の権限と同等となります。 そのため、職務及び権限が同等であるならば、放射線障害予防規程において複数の号で要求されている事項をまと

		<p>めて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよいとする 0-5)の記載のとおり、第 1 号の放射線取扱主任者の職務及び権限の規定に、代理者の職務及び権限を統合することは可能です。</p> <p>ただし、使用者等によっては、代理者を複数置く場合が考えられ、その場合の代理者の職務及び権限を明確にする必要があることから、代理者の職務及び権限を放射線障害予防規程において規定することとしています。</p>
5 0	4 ページ説明本文 2 段目について、「本号では、放射線障害を防止するため、…」あるいは、「本号では、放射線障害の防止のため、…」に直すべき。	<p>「放射線障害の防止するため」は「放射線障害を防止するため」に修正します。</p>
5 1	4 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 3 号について、「放射線障害の防止するため」は「放射線障害を防止するため」あるいは「放射線障害の防止のため」か。	
5 2	4 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 3 号について、「点検の手順」とあるが、何を記載すべきかが曖昧である。「施設を維持するための点検」として、施設内の除草作業についても定める必要があるのか。	<p>放射線施設の維持及び管理、点検とは、各使用者等の実態に応じ、放射線障害の防止や法令上の施設基準等を維持するために必要な維持管理、点検を指します。「点検の手順」とは、点検の時期、方法、判定の基準等点検に係る細目のことです。</p> <p>施設内の除草作業が施設基準を維持するために必要な管理に該当するかどうかは使用者等が自らの施設の状況に応じて判断していただくこととなります。</p>
5 3	4 ページ 3-2)について、「点検の項目の細目」とは具体的には何	点検の項目の細目については、許可又は届出をした放射



	を指すのか？	線施設が施設の技術上の基準に適合しているか確認するために必要な内容を規定してください。
5 4	4 ページ 3-3)「放射線施設及び管理区域ごとの点検頻度を規定すること。」について、多くの大学の放射線障害予防規程では、自主点検について「年 2 回」ではなく、自主性に任せていたと考えられる。「少なくとも年 2 回」ではなく「年 1 回以上」でよいと考えられる。	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令及び関係告示の施行について（通知）」（平成 4 年 3 月 26 日科学技術庁原子力安全局放射線安全課長）の通知では、点検の頻度を「年に 2 回を標準とし、事業所等における従来の放射線管理の業務を考慮して定める」こととしています。これを踏まえ、「年に 2 回を標準とし、事業所等における実情に応じて合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。ただし、少なくとも年に 1 回行うことを規定すること。」と修文します。
5 5	4 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 3 号 3-3)について、施設等の点検頻度について、施設によってはその稼動により年 2 回の点検が困難な施設も考えられる。年 1 回以上でよいのではないか。	
5 6	4 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 3 号 3-3)について、「少なくとも年 2 回実施するとし、」とありますが、法にはないため、行政指導ということか。様々な放射線施設に対して一律に少なくとも年 2 回実施とする根拠は何か。PDCA を回し、改善に至ることが重要で、点検回数を形式的に決めることで解決できるとは言えないと考える。	
5 7	4 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 3 号 3-3)について、「少なくとも年に 2 回実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。」とすると、全ての点検項目において最低実施回数が年 2 回と解釈される。場所・状況によっては年 1 回でもよいのではないか。「放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に	

	適合しているかを確認するため、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。少なくとも年に2回実施することが望ましい。」とした方がよい。	
58	4ページ3-4)について、ここに記載されている「手順」の意味が不明である。修繕措置は、異常の状態、修理の規模、必要な金額によって大きく変わるため、手順を設定することはできない。	なお書きのとおり、措置を講じるに当たって、放射線取扱主任者等の確認や、必要に応じ作業計画書の作成に関することを規定することを示しています。
59	4ページ3-5)について、ここに一時立入者の立入り手続や制限について記載されているが、施設の維持管理のための一時立入者は一般の一時立入者とは別に規定するということか。	ここでは、放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る手続、立会い又は立入制限等の手順を規定するものであり、使用者等の実情に合わせて規定してください。
60	4ページ3-5)について、「手順」の意味が不明である。ここでいう「放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る手続」と7-3)などにある一時的に立ち入る者に対する手続の違いはあるのか。	
61	5ページ4-1)について、「使用に関する責任者」とは具体的にどのような者を指すのか。	0-6) のとおり、「放射線障害予防規程に記載する各々の業務の「責任者」は、例えば、各々の業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること。」としています。このため、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に関して、担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定してください。
62	5ページ4-2) について、「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関し、具体的な使用の方法を規定すること」とあるが、使用方法は申請書に記載されているとおりとし、具体的な使用方法は、利用者が提出する実験計画書や実験要領書に記載し、それを認めることで「規定する」とみなしてよいか。	4-2) の規定では、放射線障害予防規程には共通する事項（使用方法として具体的な実験計画や要領を定める手続、確認事項等）を記載し、より具体的な使用方法は、実験計画書や実験要領書に記載された使用の方法を具体的な使用方法と見なすことを放射線障害予防規程又は下部

6 3	5 ページ 4-2) について、具体的な使用方法は多岐に渡り、記載する必要がない。	規程に定めることも可能です。
6 4	5 ページ 4-3) について、下限数量を超えないことを確認するのは、各使用場所で十分であり、総量を規制する必要はないのでは。	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び関係法令の施行について」(平成 17 年 6 月文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室事務連絡)において、管理区域外の複数の場所での使用により管理区域外における総量が下限数量を超えないことの確認の方法を含むことが記載されており、4-3)は現行の運用を踏襲したものです。
6 5	6 ページ 5-2)及び 5-3)について、「確認方法を規定する」とあるが、「確認すること」で十分であり、「方法を規定する」必要はない。	受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認については、法第 29 条の譲渡し、譲受け等の制限に抵触しないことの確認でもあります。同様に、貯蔵能力を超えていないことの確認については、法第 30 条の所持の制限に抵触しないことの確認でもあります。これらの確認はいずれも重要な確認であることから、その確認方法を放射線障害予防規程に規定することを求めています。
6 6	6 ページの 5-6 の 1 行目「法第 33 条の 2」は、「改正法によって新設された法第 33 条の 2」とした方が適当と考える。	本ガイドの施行の日と法第 33 条の 2 の施行の日は同日であるため、原案のとおりとします。
6 7	6 ページの 5-6 の 3 行目「廃棄物」は、法第 33 条の 2 の規定のとおり「放射性同位元素等」と記載すべきである。	御指摘の「廃棄物」の記載は、法第 33 条の 2 の規定に基づいて、許可届出使用者及び許可廃棄事業者が放射性同位元素等を「廃棄物」として原子炉等規制法の廃棄業者に引き渡すときのことであることは明らかであり、原案

		のとおりとします。
68	6 ページ 5-5)について、廃棄の方法は、使用の実態、使用の方法によっても変わりうるものであり、それを具体的に規定しても、実効性がない。	放射線障害予防規程における規定は、廃棄の方法に係る考え方及び方針等基本的な事項を記載し、変わりうる詳細は、下部規程に委任し、下部規程の名称を記載することで対応することも可能です。
69	6 ページ 5-6)について、契約条件まで放射線障害予防規程に記載する意図は何か。どのように放射線障害予防規程に記載するかが不明である。	改正法第4条において新設された放射線障害防止法第33条の2(廃棄に係る特例)に基づき、許可届出使用者又は許可廃棄業者が原子炉等規制法の廃棄事業者に放射性同位元素等の廃棄を委託した場合、同条により核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「特例RⅠ廃棄物」という。)とみなされた放射性同位元素等が、事後的に当該廃棄事業者の許可の範囲にないことが判明した場合には、廃棄を委託した許可届出使用者又は許可廃棄業者に当該特例RⅠ廃棄物を返却できることを契約上担保しておくことが必要です。 そのため、放射線障害予防規程では、当該委託契約時において、その旨の条項を当該委託契約に含めることを明記していただくことを想定しています。
70	6 ページ施行規則第21条第1項第6号 6-2) について、「汚染の状況を知るために最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定方法等を規定すること」とあるが、「最も適した」の判断と運用への対応が難しいことから、「最も適した」を外してほしい。	施行規則第20条第1項第3号では「放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した箇所において行うこと。」と規定されています。 当該規定における「最も適した箇所」とは、放射線障害の発生をできるだけ防止する観点から、施行規則第20条第
71	6 ページ施行規則第21条第1項第6号 6-2) について、汚染検	

	<p>査で最適な測定場所や測定方法を放射線障害予防規程に記載することは現実的ではない。</p>	<p>1 項第 3 号の下欄に掲げるそれぞれの場所について放射線により最も多く被ばくすると考えられる箇所又は放射性同位元素による汚染が最も多いと考えられる箇所を指しています。</p> <p>施行規則第 21 条第 1 項第 6 号における「最も適した測定箇所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。</p>
7 2	<p>7 ページ 6-3) について、「放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。</p>	<p>本ガイドの 1. において、本ガイドは、放射線障害予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものであること、法、令及び施行規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断することを記載しています。このため、施行規則第 20 条第 3 項本文の規定「なお、施行規則第 20 条第 3 項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。</p>
7 3	<p>7 ページ 6-4) について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。</p>	<p>許可届出使用者又は許可廃棄業者の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。</p>
7 4	<p>7 ページ 6-4) について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになってしまう可能性があり、規定する事項ではないと考える。</p>	<p>なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細</p>

		な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等において必要な措置を記載していただければ結構です。
75	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 6 号 6-5) について、「測定の結果の記録の写しの交付」、施行規則第 21 条第 1 項第 8 号の 8-4) 「健康診断の結果の記録の写しの交付」については、対象者自身による電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることとできないか。	対象者自身に記録の写しを渡し、電磁的方法であっても当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため単に当該記録を閲覧させるだけでは適切ではありません。なお、施行規則第 22 条の 2 第 1 項において、健康診断の結果を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる旨が規定されていますので、同項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。
76	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2) について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。	今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められるようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する手続、考え方等を放射線障害予防規程において明確にすることを求めています。例えば、放射線取扱主任者が時間数の案を作成し、事業所の長が決定をすることや、会議の中で決定するなど許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に即して規定することが考えられます。
77	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2) について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。	

78	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-3) について、「一時的に立ち入る者」の定義をお願いしたい。現状、各使用者等で「一時的に立ち入る者」の解釈がばらばらである。	施行規則第 1 条第 8 号において、放射線業務従事者は放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であって、管理区域に立ち入るものと定義されています。また、これ以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合に、一時的に立ち入る者となります。 放射性同位元素等又は放射線発生装置の利用形態、取扱等業務の内容は多岐にわたることから、許可届出使用者及び許可廃棄業者は、自らが施行規則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定される者の範囲を明確化し、必要な教育及び訓練を実施することが重要です。
79	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-5) 「教育及び訓練と同等の内容の研修」について、外部機関が実施するこの法律に基づく教育訓練、インターネットを介して行う e-learning や事業所内で ISO のための教育のように異なる目的の教育訓練の中で実施した放射線安全に係る教育を受講したことにより教育訓練を実施したとみなす場合の手続を規定すると解釈してよろしいか。また 7-4) の省略規程の対象とみなすという解釈でよろしいか。	「手続」とは、許可届出使用者及び許可廃棄業者において実施する教育訓練として、同等の内容の外部の研修等の受講をすることをもって本号の教育訓練の受講とみなす場合において、その判断基準、みなす際の認定手順等をいいます。
80	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-5) について、「その手続」とは何を意味するのか。	
81	8 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 8 号 8-2) について、「規則第 22 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を踏まえ、健康診断を行	「健康診断を行う時期等」とは、施行規則第 22 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を踏まえ、規定していただ

	う時期等を規定すること。」とあるが、多数の放射線業務従事者を同一の時期に受診させることは困難であるため、「健康診断を行う時期又は頻度を規定すること。」とすべきではないか。	くことを求めるものです。そのため、放射線業務従事者個人ごとに健康診断の時期を定めていただくことを求めるというものではありません。
8 2	8 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 8 号 8-2) について、「健康診断を行う時期等を規定する」とあるが、大学においては、健康診断の時期は年度ごとに決めることとなっている。必要な事項は、一定期間内での頻度であり、時期等を規定するのはそぐわず、本記載は削除すべきである。	例えば、「放射線業務従事者が管理区域に立ち入る前」、「管理区域に立ち入った後 1 年を超えない期間」等を定めていただければ結構です。このため、原案のとおりとします。
8 3	8 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 9 号 9-2) について、方法を規定する必要はなく、「業務につかせない」あるいは「立入時間の短縮等の措置を講じること」で充分である。	ここでいう保健上必要な措置を講じる方法は、施行規則第 23 条第 1 号の規定を踏まえたものですが、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換のほかにも、合理的な措置があれば、その旨規定することは可能です。
8 4	9 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 10 号 10-2) について、「規則第 24 条第 1 項から第 3 項までの規程を踏まえ、帳簿の保管場所を規定すること。」とあるが、保管場所は今年度の帳簿と過去の帳簿の保管場所は異なり、また、保管場所の変更も簡単にありうるので、放射線障害予防規程にはなじまない。「保管方法」として、「紙媒体、電子媒体の区別、及び施錠できる棚又は室で保管する」でよいと思われる。	法令により備えるべきと定められている帳簿が散逸しないため、組織として責任を持って保管場所を把握、管理していただく観点から定めるものです。 保管場所は、一カ所でまとめて保管しても、担当部署や記載期間ごとに分けても結構です。なお、保存場所の詳細を下部規程に定めることも可能です。
8 5	9 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 10 号 10-2) について、「施行規則第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定すること。」とあるが、「保存場所」については施行規則第	



	24条第1項から第3項において要求がないため、削除すべきではないか。	
86	9ページ施行規則第21条第1項第10号10-2)について、法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。」について、記帳の「保存場所」まで定めることとなっている。 帳簿の保存場所の定めとしては、「事業所」、「書庫」等、一般的な名称の記載のみでよいか。	
87	9ページ施行規則第21条第1項第10号10-2)について、保存方法を明示することは可能であるが、「保存場所」の設定は必要がない。古い帳簿は、その保存場所が容易に変わりうる。保存場所ではなく保存部署の方が適切と思われる。線源については5-3)にあるように「保管の方法」のみ、健康診断の記録は8-4)にあるように「保存期間」のみである。統一すべきである。	
88	9ページ施行規則第21条第1項第11号11-1)対応の手順に含める内容として「地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準を規定すること」とあるが「規定すること」は不要。	御指摘を踏まえ、「を規定すること」を削除します。
89	10ページ施行規則第21条第1項第12号12-3)について、「緊急作業に従事する者を定める手順」は必要か。状況によって変わりうる。	緊急時に迅速に対応できるためには、平時からあらかじめ緊急作業に従事する者を指定しておくことにより、教育訓練を実施することが必要と考えます。そのため、緊急作業に従事する者を定める手順を規定することを求めるものです。 その趣旨を明確にするため、本号の説明書きの「放射線障

		害が発生した場合に必要な措置」の後ろに「及びそのために必要な準備」を追記します。
90	11 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 13 号 13-3) について、「事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量」とあるが「取り扱っている」より「使用している」あるいは「保管している」とした方がよいのではないか。	使用者等による「使用」や「保管」の他に「運搬」、「廃棄」等の全ての行為において、事故が発生する可能性が想定されます。そのため、P.1「本ガイドの位置づけについて」の第 3 段落 3 行目で定義した「取扱い」という言葉を用いています。
91	11 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 14 号 ホの「都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。」について、「原子力規制庁と関係省庁が連携し、地域における受け皿の整備について検討した上で使用者等に対して情報提供を実施」する旨の説明していただいているが、使用者等が適切な対応をとれるよう、これを早期に確実に実施していただきたい。	警察や消防との連携は、施設において緊急事態が発生した場合、警察による避難誘導や消防による消火・救助等の対応のため、警察や消防が必要とする情報をあらかじめ共有すること等を想定しています。 医療機関その他の関係機関との連携の考え方については、今後、関係省庁等と検討を進め、許可届出使用者に情報提供を実施できるよう取り組んでまいります。
92	11 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 14 号 ホの「都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。」について、対象の事業所から全国の都道府県警、自治体の消防や病院等に、放射線障害予防規程の制定による相談が行われると推測される。これら機関においては、通常の業務とは異なり、新たに連携構築作業を行う必要がある。相談について円滑に進めるため、自治体の警察や消防に対して規制庁から事務連絡等によって周知及び相談内容の定型化を図るべきと考える。 さらに、全ての医療機関が放射線に対して対応できるわけではないと思われることから、厚生労働省等と御検討いただき、各地域に	

	<p>おける対応可能な医療機関を指定していただくことを希望する。</p>	
<p>93</p>	<p>11-12 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 14 号 14-3) について、応急の措置に関する判断の基準は施設によって様々であり、「判断の基準」の最後に・・・等を入れるべきである。また「除染の手順」を規定するのは現実的ではない。</p> <p>その状況に応じた適切な対応が必要であり、必ずしも一定の方法が有効とはいえない。例えば、どのような化学状態のどのような元素でどのような部位、素材が汚染されたかによって、有効な手段は全く異なる。その全てを記載することは現実的ではないし、規定されていない手順を取りにくくなってしまっは逆効果にもなりかねない。また有効な手順は時代と共に更新される。</p> <p>20 行目から 25 行目において放射線発生装置の場合に想定される事象を、「外部被ばくの発生、管理区域の火災」から「閉じ込め事故による放射線障害の発生又は放射線障害の発生のおそれ」と変更していただきたい。大型加速器が本号の対象となったのは「閉じ込め事故の予防」のためであり、それに準じた記載にすべきである。したがって、判断の基準は「監視カメラでの視認、非常スイッチの押し下し、発生装置室扉の内側からの解放等」とすべきであり、措置の手順としては、火災がなくなるため、「立ち入り制限の手順」、「自衛消防等の対応手順」を削除する。大型加速器施設では、万が一運転中に火災が発生した場合、消防士はインターロックにより加速室に入ることができず、過剰被ばくの恐れがない。一方停止中の加速器では、放射線障害の発生又はそのおそれに結びつ</p>	<p>本ガイドの 1 ページ目の 1. の最後に「本ガイドで示す例示は一例であり、許可届出使用者の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。」と記載しており、【例】に記載されている「判断の基準」や「措置の手順」は一例であるため、施設の実情に応じて、適切なものを規定してください。</p> <p>また、許可届出使用者の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。</p> <p>なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等において必要な措置を記載していただければ結構です。</p>

	くような放射線は存在しない。	
9 4	12 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 14 号 14-4) について、「改善に係る手順」を記載する必要はないのでは。「手順」ではなく、「改善内容」とすべきではないか。	本号については、応急の措置に係る訓練の一連の流れを通じて危険時の事前対策を改善するプロセスを規定することを求めており、「手順」としています。 なお、改善内容については、年度ごとに記録を残していただき、立入検査を通じて確認します。
9 5	施行規則第 21 条第 1 項第 13 号及び施行規則第 21 条第 1 項第 14 号について、原子力事業者は原子力災害対策特別措置法に基づく社内規定に既に反映している。このため二重規制を避けるため「他法令等で、既に規定している場合には、その仕組みを活用してもよい。」とガイドに明記していただきたい。記録についても既に運用しているもので対応することを考えているがこれでよいか。	放射線障害予防規程の要求事項について、他法令に基づいて設けた仕組みを活用することは可能です。その際には放射線障害予防規程において活用するその仕組みを明記していただく必要があるものと考えています。そのため、各号共通する事項として、本ガイドの 2 ページ目に「0-7)放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障害予防規程に記載すること。」を記載します。
9 6	施行規則第 21 条第 1 項第 15 号について、ガイドでは「他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。」となっているが、既に構築している場合は放射線障害予防規程へ反映する必要はないと考えているがこれでよいか。またこれに係る記録は、既に運用しているもので対応することを考えているがこれでよいか。	
9 7	施行規則第 21 条第 1 項第 15 号について、放射線発生装置には表面から 10 cm の位置で 600 nSv/h を僅かに超えるものから、J-PARC のような高エネルギー、高線量のものまで多岐にわたっているため、一律にマネジメント層の関与を求めることは厳しいのではな	特定許可使用者及び許可廃棄業者における放射線障害の防止に関する業務の改善については、必要な経費や人的措置など、事業者としての経営判断に直結することから、こうした判断責任を負えるマネジメント層

	いか。	を含む組織及び責任者を規定することとしています。 なお、本ガイドにおいては、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表である必要はなく、評価の結果を踏まえ人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者としております。
98	13 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 15 号（放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること）について、放射線障害に発展しないような些細な事象においても、それらを原子炉や核燃料物質等と同等に取り扱うことによって過剰の規制になってしまい、原子力基本法の目的である原子力利用に対する学術の進歩と産業の振興や、人類社会の福祉と国民生活の水準向上への寄与を著しく停滞・衰退させるおそれがある。安全性の改善は評価しづらく、継続的な見直しが必要といった程度が妥当な表現ではないか。例えば以下のような表現にできないか。「本号では、改正法によって新設された法第 38 条の 4 において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たしつつ、最新の知見を踏まえて、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に見直しを行う体制及び方法を定めることを求めている。	本ガイドでは、特定許可使用者及び許可廃棄業者において、放射線障害予防規程の中に自らの放射線障害の防止に関する活動を評価し、その結果を踏まえて継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求めています。原子炉等規制法の品質保証と同等の規制要求を求めているものではありません。そのため、原案のとおりとします。業務の改善の取組方法については、特定許可使用者及び許可廃棄業者の実情に応じて、外部評価の活用も含め、特定許可使用者及び許可廃棄業者において判断し適切な体制及び方法を構築してください。
99	13 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 15 号 15-2) について、「特定	

	<p>許可使用者及び許可廃棄業者の実態、事故・故障の事例並びに最新の知見」とあるが、どのようにして共通の認識にするのか、何を基準にするのかが不明瞭である。また、「放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順」とあるが、評価に際して、具体的な基準が不明瞭であり、主観的な評価に陥るおそれがある。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

登録認証機関等に対する立入検査ガイド（案）に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
100	目次にページ数の記載が漏れている。	追記します。
101	1ページの最下行の「事項を定める」について、定めるべきは「検査項目」ではないか。	1ページ第4段落2行目の「立入検査において確認すべき事項」は「検査項目」と同義ですので、「立入検査において確認すべき事項」を「検査項目」と修正いたします。
102	1ページ第2段落2行目の「法律」は、「法」以外の何を指しているか。	1ページ第2段落2行目の「法律」は放射線障害防止法を指していることから、「法律」を「法」と修正いたします。
103	1ページ第2段落2行目の「要領」は、その位置付けを明確にするため、原子力規制委員会決定であることを記載した方が適当だと思う。	御指摘を踏まえ、1ページ第2段落3行目の「立入検査実施要領（平成25年7月3日制定、平成29年6月29日改正）」を「立入検査実施要領（平成25年7月3日原子力規制委員会決定、平成29年6月29日改正）」と修正いたします。
104	1ページ第3段落2行目及び3行目の「法令」は、「法」以外の何を指しているか。	1ページ第3段落3行目の「法令」は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）及び登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）を指しています。
105	2ページ5行目及び13行目の「業務規程」は、「設計認証業務規程」と記載すべきである。	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節1ポツ3行目及び10行目の「業務規程」を「設計認証業務規程」に修正いたします。また、第2章から第8章についても同様に修正します。
106	2ページ13行目の「認可」は、「変更の認可」と記載すべきであ	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節i)の「認可」を

	る。	「変更認可」と修正いたします。また、第2章から第8章までについても同様に修正いたします。
107	2ページ17行目の「相違がないか」は、10行目「行っていること」と整合をとるために「相違がないこと」と記載すべきである。	2ページ10行目では第1章第1節において検査項目を定める趣旨を記載しています。同節の各項目において、17行目「相違がないか」と同様の記載で具体的な検査項目を記載していることから、原案のとおりとします。
108	2ページ17行目の「業務規程」は、「設計認証業務規程」と記載すべきである。	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節i) 2ポツ①の「業務規程」を「設計認証業務規程」に修正いたします。また、第2章から第8章についても同様に修正します。
109	2ページ17行目の「内容」は、「変更の内容」等の方が適切ではないか。	2ページ第1章第1節i) ①の「内容」とは、既に原子力規制委員会が認可した業務規程の内容を指していることから、原案のとおりとします。
110	2ページ20行目「後段」について、前段を検査の対象外としたのはなぜか。	立入検査の対象となる登録認証機関は、登録の際に設計認証業務規程の認可を受けていることから、後段のみとしています。
111	2ページ24行目「変更について」について、「変更しようとするときは」の方が適切である。	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節ii) 1行目の「登録事項の変更について」を「登録事項を変更しようとするときは」に修正いたします。また、第2章から第8章までについても同様に修正いたします。
112	2ページ26行目①の記載内容について、法第41条第2項第5号に係る記載が漏れている。	法第41条第2項第5号に規定する原子力規制委員会規則で定める事項については、現在具体的な事項が定められていないことから、同法第41条第2項第5号に係る部分



		を除いています。このため、原案のとおりとします。
113	2 ページ 28 行目「登録の申請、直近の登録の更新申請」は「登録事項の変更」とは無関係な内容であり、削除すべきである。	法に基づく登録事項の変更の届出がなされていることを確認するためには、登録の申請又は直近の登録の更新申請の内容を確認する必要があります。このため、原案のとおりとします。
114	参照条文「法第 41 条第 1 項第 3 号ロ及びハ」に係る検査項目の記載が、漏れている。	機関則第 12 条において、役員の選任及び解任をしたときは、法第 41 条第 1 項第 3 号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を提出することと規定されているため、役員の選任及び解任の届出時に同法第 41 条第 1 項第 3 号ロ及びハを確認しています。このため、立入検査では原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないことを確認します。以上により、原案のとおりとします。
115	3 ページ最下行から上に 2 行目「法第 41 条の 2 の規定・・・規定されていないため、」について、記載の目的が不明であり不要ではないか。	法第 40 条に規定する欠格条項に該当するかを確認する機会は、登録認証機関の登録を受けるときと、登録を更新する際に限られるため、そのことを明示した上で、立入検査で登録認証機関が欠格条項に該当しないことを確認するものであり、原案のとおりとします。
116	4 ページ 1 行目「法人である場合」について、個人である場合についても規定すべきである。	法第 40 条第 1 号及び第 2 号の欠格条項については、立入検査を行わなくても原子力規制委員会において確認することが可能です。一方、同法第 40 条第 3 号の欠格条項は法人である場合に適用されるため、案のような検査項目としています。このため、原案のとおりとします。
117	法第 41 条の 12 第 1 号の規定では、登録を取り消すことができる	法第 40 条第 1 号及び第 2 号の欠格条項については、立入

	のは「第 40 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたとき」と規定しているため、4 ページ 4 行目「法第 40 条」は、「第 40 条第 1 号及び第 3 号」とすべき。	検査を行わなくても原子力規制委員会において確認することが可能であり、立入検査で確認すべき検査項目は同法第 40 条第 3 号であることから、参照条文を「法第 40 条」から「法第 40 条第 3 号」と修正いたします。また、第 2 章から第 8 章までについても同様に修正いたします。
1 1 8	11 ページ 3 行目「場所等」の「等」は何を指しているか。	11 ページ第 1 章第 4 節 ii) 1 ポツ①2 行目の「等」は、設計認証業務を行う事業所以外にも、認証機器製造者等が行っている放射性同位元素装備機器の検査の実施に係る体制について実地の調査を行う場合があることを指しています。そのため、原案のとおりとします。
1 1 9	法だけでなく機関則も根拠としているため、16 ページ 5 行目「法」は「法令」の方が適当である。	御指摘のとおり修正いたします。また、第 2 章から第 8 章までについても同様に修正いたします。
1 2 0	17 ページ 9 行目「法第 41 条の 16 によって」は、「法第 41 条の 16 において読み替えて準用する」と記載すべきである。	法第 41 条の 16 冒頭の規定を踏まえ、「準用する」と記載しています。このため、原案のとおりとします。
1 2 1	18 ページ 9 行目「法第 41 条の 8 第 1 項」は、「法第 41 条の 16 において読み替えて準用する法第 41 条の 8 第 1 項」と記載すべきである。	17 ページ第 2 章第 1 節 2 ポツにおいて、「法第 41 条の 16 によって準用する法第 40 条から第 41 条の 14 までにおいて登録検査機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する」としていることから、原案のとおりとします。
1 2 2	24 ページの最下行から上に 5 行目「法令」は、「法」以外の何を指しているか。	登録認証機関等に関する規則を指しています。

全体を通した御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
1 2 3	法第 31 条の 2 の規定に基づく事故等の報告に関する解釈（案）、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（案）、登録認証機関等に対する立入検査ガイド（案）について、今後発行される文書を含め、文書番号を付すなど、各文書を体系立てて管理していただくことを希望する。	解釈、ガイド等の行政規則の制定時に、原子力規制委員会の文書番号を付します。
1 2 4	政令で定められる関連法令の施行期日である平成 30 年 4 月 1 日から放射線障害予防規程の届出期限である平成 31 年 8 月 30 日までの間は、旧法令の放射線障害予防規程はガイドの適用範囲外であると考えているがよいか。	施行期日政令で定める施行期日（平成 30 年 4 月 1 日）から改正後の施行規則第 21 条第 1 項各号に基づき放射線障害予防規程を変更した日（遅くとも平成 31 年 8 月 30 日）までの間は、現行の放射線障害予防規程で問題ありません。
1 2 5	「放射線障害防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表」、「改正法の一部施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則案 新旧対照表」、「改正法の一部施行に伴う関係告示の整理等に関する告示の案 新旧対照表」の表中の傍線、二重傍線は、何を意味しているのか。また、「改正法の一部施行に伴う関係告示の整理等に関する告示の案 新旧対照表」の別表第一の改正後欄の第 1 号、第 2 号、第 3 号を破線で囲んでいるのは、何を意味しているのか。	傍線及び破線で囲んだ部分は、条項等の一部が改められる場合に、改められる箇所を示しています。 二重傍線の部分は、（1）条項番号等が改正前欄と改正後欄で同じ場合は、その条項等の全部が改められること、（2）条項番号等が改正前欄と改正後欄で異なる場合は、その条項等が移動すること、（3）条項番号等が改正前欄にのみ記載されている場合は、その条項等が削られること、（4）条項番号等が改正後欄にのみ記載されている場合は、その条項等が新たに設けられることを示しています。

その他放射性同位元素の規制に関する御意見

No.	御意見（要約）	考え方
126	放射線管理状況報告書と線源登録に重複している部分があるため、一本化してほしい。	放射線管理状況報告書は、許可又は届出の範囲内で適切に放射性同位元素を使用しているかの確認及び被ばく状況の確認のために提出いただくものであり、法第42条の報告徴収、施行規則第39条で報告義務を求めています。 一方、線源登録（特定放射性同位元素の所持に係る報告書）は、放射線源の識別と所持の把握や不法所持の抑制のために特定放射性同位元素のトレーサビリティの観点から所在を把握するために登録いただくもので、対象となる核種や数量が異なる等、目的及び報告等の内容並びにその利用方法が異なることからそれぞれの報告様式を使って提出を求めるものです。 このため、現状のままとします。
127	施行規則第21条第1項第8号全体について、改正法にも健康診断の義務が課せられているが、被ばくのない者に対して健康診断を受診させる意義が不明である。近年、政府は海外との共同研究を推進しようとしているが、多くの国では放射性同位元素に関する健康診断が課せられていないため、短期滞在の外国人を従事者登録するのが困難である。特に被ばく歴の有無を医師に問診させる国は日本以外に聞いたことがない。これは研究活動を著しく妨害しているため改善を求める。また、日本の医師も被ばく歴の有無を問診として法で定められていることを認識	御指摘の施行規則第21条第1項第8号は、今回の改正事項ではありません。 放射線障害は、一般に被ばく後に臨床症状が現れるまでに相当の期間があるため、できるだけ早期に当該症状を発見して適切な措置を講ずることが重要です。 こうした観点から、放射線業務従事者に対して、被ばく歴の有無を問わず健康診断の受診を求めています。 このため、原案のとおりとします。

	せずに行わないことが多いという状況も理解してほしい。	
128	施行規則第21条第1項第8号全体について、改正法にも健康診断が義務付けられているが、その意義に疑問がある上に、(特に外国人研究者との共同)研究を進める上での大きな障害になっている。被ばく歴の有無を医師に問診させる国は日本くらいであるため、外国で受けた健康診断を代用することができず、短期滞在の外国人を従事者登録する際に施設、従事者双方にとって負担が大きい。	
129	施行規則の附則第四条は削除しないでいただきたい。	今回の施行規則改正では、御指摘の附則の改正は行いません。
130	定期的特殊健康診断について、平成23年1月の放射線審議会基本部会では、以下のような提言があった。「放射線業務従事者個人の線量測定が適切に実施され、その測定結果を基に評価された線量が実効線量限度を超えていないこと、及び眼の水晶体や皮膚についての等価線量限度を超えていないことが明らかである場合、当該放射線業務従事者に確定的影響が発生することはないことから、定期的特殊健康診断の実施は不要である。」、「放射線業務従事者に対する特殊健康診断は、次の三つの機会を実施することが有効である。1)初めて放射線業務に就く前、放射線業務の職を終了するとき。ただし、「放射線業務の職を終了するときに関しては、放射線業務に従事した期間中に実効線量限度(50 mSv/年又は100 mSv/5年)又は等価線量限度を超えた場合に限る。2)実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし	放射線審議会では、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年法律第162号)に基づく調査審議・提言機能の追加を踏まえ、平成29年9月25日に開催した第136回総会において、定期的な特殊健康診断を含めて国際放射線防護委員会(ICRP)2007年勧告の国内制度等への取り入れに係る検討を開始しており、今後更なる取組が必要な事項を抽出した上で、考え方をまとめることとしています。放射線審議会での議論を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

	<p>たとき。3)線量評価に大きな不確実性があったときなど、放射線業務従事者が所属する組織の線量管理に責任を有する者が特殊健康診断の必要性を認めたとき。」その後、本件に関しては、今回のような大きな法令改正においても何ら顧みられていない。セキュリティ等規制を強化し使用者等に負担を強いる一方ではなく、この提言を取り入れる等、規制を緩和し無駄を省き負担を軽減することへも対応していただきたい。</p>	
131	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、廃棄物埋設事業の将来が見えておらず、実効性が不透明である。原子力規制委員会の積極的な関与を期待する。高額な引取料金になった場合、大学等の施設では、予算が限られているため、利用が限定的になる可能性がある。この点も考慮いただきたい。この改正は「放射性同位元素等の廃棄の円滑化に資する」とあるが、実際、放射性同位元素等のクリアランス制度は全く動いておらず、廃棄の円滑化のために、短半減期核種のクリアランス措置などの実施をお願いしたい。</p>	<p>今般の法改正では、放射線障害防止法における放射性同位元素等を原子炉等規制法において廃棄できるよう廃棄の円滑化に資する規定を整備しました。</p> <p>原子力規制庁としては、規制機関として、今般のような必要な法整備をはじめ、技術基準等について、積極的に検討してまいります。</p> <p>また、クリアランス制度については、安全研究において制度の具体的な運用に向けた調査を継続して行っております。短半減期核種のクリアランス制度については、今後、国際的な動向や使用者等の実態を踏まえて、法令改正の必要性について検討してまいります。</p>
132	<p>7ページの資料一覧の各別紙のクレジットと「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について（平成29年10月26日付原子力規制庁）」の意見募集案件のクレジットが一致していないので、両者の対応をとるのがいささか困難であった。一読して</p>	<p>本年10月25日開催の第46回原子力規制委員会で使用し、当該ページにおいて閲覧可能であったことから、掲載を割愛しておりました。</p> <p>御指摘を踏まえ、次回以降より丁寧な対応を心がけてまいります。</p>

	理解できる記載の工夫があればよかった。7ページの資料一覧の参考1、参考2については意見募集にあたって参考となる情報であるのに電子政府の総合窓口(e-Gov)への掲載がなされなかったのは遺憾である。	
133	意見募集案件の一番目の案件名中の「基づ」は誤記である。	次回以降、誤記がないよう気を付けてまいります。
134	意見募集対象資料は「電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている」のではなく、「電子政府の総合窓口(e-Gov)のパブリックコメント：意見募集中案件詳細に掲載されている」のではないか。	御指摘を踏まえ、次回以降、書き振りについて改善してまいります。